



山形県公報

平成24年6月8日(金)
第2349号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁福祉企画課) ……708
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……709
- 指定介護老人福祉施設の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……710
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……711
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……712
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(村山総合支庁福祉企画課) ……同
- 同……………(同) ……713
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更……………(同) ……714
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更……………(同) ……715
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……716
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……717
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……718
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(用地課) ……同

### 監査委員関係

#### 告 示

- 包括外部監査事務を補助する者……………719

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(総務厚生課) ……同
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁地域振興課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁地域振興課) ……720
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 同……………(同) ……721
- 指定管理者の募集……………(森林課) ……722
- 同……………(都市計画課) ……723
- 同……………(同) ……724

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（会 計 局）…725
- 指定管理者の募集……………（教育委員会）…726
- 同 ……………（ 同 ）…同

**告 示**

**山形県告示第571号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                     | サービスの種類     | 指定年月日       |
|------------------------|-------------------------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社はるか                | 茶話本舗デイサービス山形駅西<br>山形市上町二丁目9番22号                 | 通 所 介 護     | 平成24. 1. 20 |
| 医療法人東北医療福祉会            | もときデイサービス<br>山形市元木二丁目9番39号                      | 通 所 介 護     | 同 3. 1      |
| 株式会社つるかめ               | ショートステイお宿つるかめ<br>天童市北久野本一丁目2番30号                | 短期入所生活介護    | 同 3. 5      |
| 株式会社つるかめ               | デイサービスセンターわらうつるかめ<br>天童市北久野本一丁目2番30号            | 通 所 介 護     | 同           |
| 株式会社ル・アリアンス            | 訪問介護センターえんむすび<br>山形市松波五丁目4番23号                  | 訪 問 介 護     | 同 3. 15     |
| 株式会社城廻り                | デイサービスお茶のみ大学<br>天童市北目四丁目7番22号                   | 通 所 介 護     | 同 3. 22     |
| 合同会社あすなろ               | あすなろ訪問介護事業所<br>東村山郡中山町大字長崎3030番地31              | 訪 問 介 護     | 同 3. 26     |
| 社会福祉法人慈福会              | 短期入所生活介護事業所「あつぷるの里<br>久保田」<br>山形市久保田一丁目7番7号     | 短期入所生活介護    | 同 3. 28     |
| 社会福祉法人敬寿会              | ショートステイ沼木敬寿園<br>山形市大字沼木68番地1                    | 短期入所生活介護    | 同 3. 29     |
| 社会福祉法人ユトリア会            | 通所介護ユトリアケアセンターかすみ<br>山形市香澄町二丁目3番32号             | 通 所 介 護     | 同           |
| 社会福祉法人ユトリア会            | 短期入所ユトリアケアセンターかすみ<br>山形市香澄町二丁目3番32号             | 短期入所生活介護    | 同           |
| 社会福祉法人さくら福祉会           | 介護予防センターさくら山形<br>山形市嶋北三丁目14番24号                 | 通 所 介 護     | 同 3. 30     |
| 社会福祉法人さくら福祉会           | 短期入所生活介護事業所さくらホーム山形<br>山形市嶋北三丁目14番24号           | 短期入所生活介護    | 同           |
| 社会福祉法人友愛会              | 指定短期入所生活介護事業所みはらしの<br>丘<br>山形市大字松原1911番地4（95-1） | 短期入所生活介護    | 同           |
| 株式会社ル・アリアンス            | 福祉用具・レンタルえんむすび<br>山形市松波五丁目4番23号                 | 福 祉 用 具 貸 与 | 同           |
| 株式会社ル・アリアンス            | 福祉用具・レンタルえんむすび<br>山形市松波五丁目4番23号                 | 特定福祉用具販売    | 同           |

|              |                                 |         |   |      |
|--------------|---------------------------------|---------|---|------|
| 株式会社ダブルシーシー  | 訪問介護ステーションブルメリア<br>山形市嶋南二丁目2番7号 | 訪 問 介 護 | 同 | 4.11 |
| 株式会社みずき      | みずき通所介護事業所<br>寒河江市大字西根北町3番12号   | 通 所 介 護 | 同 | 4.12 |
| 特定非営利活動法人ひびき | 介護ハウスかじょう<br>山形市城北町一丁目9番7号      | 通 所 介 護 | 同 | 4.27 |

## 山形県告示第572号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                                       | サービスの種類     | 指定年月日      |
|----------------|---------------------------------------------------|-------------|------------|
| 有限会社CS須藤       | もりんケア居宅介護支援事業所<br>山形市蔵王成沢2187番地の3                 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成24. 2.14 |
| 合同会社あすなる       | あすなる居宅介護支援事業所<br>東村山郡中山町大字長崎3030番地31              | 居 宅 介 護 支 援 | 同 3.26     |
| 株式会社なでしこ福祉     | ケアプランセンターなでしこ天童<br>天童市大字山元184番地                   | 居 宅 介 護 支 援 | 同 3.27     |
| 社会福祉法人さくら福祉会   | 居宅介護支援事業所さくらホーム山形<br>山形市嶋北三丁目14番24号               | 居 宅 介 護 支 援 | 同 3.30     |
| 特定非営利活動法人ひびき   | 指定居宅介護支援事業所青い鳥<br>山形市小立二丁目4番24号グリーンハイ<br>ツA7、103号 | 居 宅 介 護 支 援 | 同 4.27     |
| 株式会社なでしこ福祉     | ケアプランセンターなでしこ寒河江<br>寒河江市大字高屋字西浦52-5番地             | 居 宅 介 護 支 援 | 同 5.10     |

## 山形県告示第573号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護老人福祉施設の開設者の名称 | 指定介護老人福祉施設の名称及び所在地                      | サービスの種類    | 指定年月日      |
|-------------------|-----------------------------------------|------------|------------|
| 社会福祉法人さくら福祉会      | 特別養護老人ホームさくらホーム山形<br>山形市嶋北三丁目14番24号     | 介護福祉施設サービス | 平成24. 3.30 |
| 社会福祉法人友愛会         | 特別養護老人ホームみはらしの丘<br>山形市大字松原1911番地4（95-1） | 介護福祉施設サービス | 同          |
| 社会福祉法人河北福祉会       | 特別養護老人ホーム眺葉園<br>西村山郡河北町谷地字東680番地        | 介護福祉施設サービス | 同          |

## 山形県告示第574号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                 | サービスの種類      | 指定年月日      |
|----------------------|---------------------------------------------|--------------|------------|
| 医療法人東北医療福祉会          | もときデイサービス<br>山形市元木二丁目9番39号                  | 介護予防通所介護     | 平成24. 3. 1 |
| 株式会社つるかめ             | ショートステイお宿つるかめ<br>天童市北久野本一丁目2番30号            | 介護予防短期入所生活介護 | 同 3. 5     |
| 株式会社つるかめ             | デイサービスセンターわらうつるかめ<br>天童市北久野本一丁目2番30号        | 介護予防通所介護     | 同          |
| 株式会社ル・アリアンス          | 訪問介護センターえんむすび<br>山形市松波五丁目4番23号              | 介護予防訪問介護     | 同 3.15     |
| 株式会社城廻り              | デイサービスお茶のみ大学<br>天童市北目四丁目7番22号               | 介護予防通所介護     | 同 3.22     |
| 合同会社あすなる             | あすなる訪問介護事業所<br>東村山郡中山町大字長崎3030番地31          | 介護予防訪問介護     | 同 3.26     |
| 社会福祉法人慈福会            | 短期入所生活介護事業所「あつぷるの里久保田」<br>山形市久保田一丁目7番7号     | 介護予防短期入所生活介護 | 同 3.28     |
| 社会福祉法人敬寿会            | ショートステイ沼木敬寿園<br>山形市大字沼木68番地1                | 介護予防短期入所生活介護 | 同 3.29     |
| 社会福祉法人ユトリア会          | 通所介護ユトリアケアセンターかすみ<br>山形市香澄町二丁目3番32号         | 介護予防通所介護     | 同          |
| 社会福祉法人ユトリア会          | 短期入所ユトリアケアセンターかすみ<br>山形市香澄町二丁目3番32号         | 介護予防短期入所生活介護 | 同          |
| 社会福祉法人さくら福祉会         | 介護予防センターさくら山形<br>山形市嶋北三丁目14番24号             | 介護予防通所介護     | 同 3.30     |
| 社会福祉法人さくら福祉会         | 短期入所生活介護事業所さくらホーム山形<br>山形市嶋北三丁目14番24号       | 介護予防短期入所生活介護 | 同          |
| 社会福祉法人友愛会            | 指定短期入所生活介護事業所みはらしの丘<br>山形市大字松原1911番地4（95-1） | 介護予防短期入所生活介護 | 同          |
| 株式会社ル・アリアンス          | 福祉用具・レンタルえんむすび<br>山形市松波五丁目4番23号             | 介護予防福祉用具貸与   | 同          |
| 株式会社ル・アリアンス          | 福祉用具・レンタルえんむすび<br>山形市松波五丁目4番23号             | 特定介護予防福祉用具販売 | 同          |
| 特定非営利活動法人ひびき         | 介護ハウスかじょう<br>山形市城北町一丁目9番7号                  | 介護予防通所介護     | 同 4.27     |

## 山形県告示第575号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地           | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------|-----------------------|---------|------------|
| 合同会社ジョイフル          | 介護24山形<br>山形市寿町16番22号 | 訪問介護    | 平成23. 7.31 |

|              |                                     |          |             |
|--------------|-------------------------------------|----------|-------------|
| 有限会社童夢       | 宅老所ど〜む<br>山形市鮎洗476番地4               | 通所介護     | 同 24. 1. 31 |
| 株式会社天童運送     | 株式会社天童運送タートル福祉用具部<br>天童市清池東二丁目1番14号 | 福祉用具貸与   | 同 2. 29     |
| 山形農業協同組合     | J Aやまがた福祉センター青田<br>山形市青田一丁目4番21号    | 福祉用具貸与   | 同 3. 19     |
| 山形農業協同組合     | J Aやまがた福祉センター青田<br>山形市青田一丁目4番21号    | 特定福祉用具販売 | 同           |
| 八千代交通株式会社    | 八千代指定訪問介護事業所<br>山形市南栄町二丁目11番21号     | 訪問介護     | 同           |
| 株式会社東北福祉サービス | 宅老所なとりの家<br>村山市大字名取447番地の1          | 通所介護     | 同 3. 31     |
| 特定非営利活動法人あゆみ | 介護ハウスかじょう<br>山形市城北町一丁目9番7号          | 通所介護     | 同 4. 30     |

## 山形県告示第576号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                                        | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|----------------|----------------------------------------------------|---------|-------------|
| 特定非営利活動法人あゆみ   | 指定居宅介護支援事業所青い鳥<br>山形市小立二丁目4番24号グリーンハイ<br>ツA 7 103号 | 居宅介護支援  | 平成24. 4. 30 |

## 山形県告示第577号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                         | サービスの種類      | 廃止年月日       |
|----------------------|-------------------------------------|--------------|-------------|
| 合同会社ジョイフル            | 介護24山形<br>山形市寿町16番22号               | 介護予防訪問介護     | 平成23. 7. 31 |
| 有限会社童夢               | 宅老所ど〜む<br>山形市鮎洗476番地4               | 介護予防通所介護     | 同 24. 1. 31 |
| 株式会社天童運送             | 株式会社天童運送タートル福祉用具部<br>天童市清池東二丁目1番14号 | 介護予防福祉用具貸与   | 同 2. 29     |
| 山形農業協同組合             | J Aやまがた福祉センター青田<br>山形市青田一丁目4番21号    | 介護予防福祉用具貸与   | 同 3. 19     |
| 山形農業協同組合             | J Aやまがた福祉センター青田<br>山形市青田一丁目4番21号    | 特定介護予防福祉用具販売 | 同           |
| 八千代交通株式会社            | 八千代指定訪問介護事業所<br>山形市南栄町二丁目11番21号     | 介護予防訪問介護     | 同           |
| 特定非営利活動法人あゆみ         | 介護ハウスかじょう<br>山形市城北町一丁目9番7号          | 介護予防通所介護     | 同 4. 30     |

## 山形県告示第578号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類     | 指定年月日       |
|----------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 医療法人宏友会        | 居宅介護支援事業所 あい・たくせい<br>酒田市北新町一丁目1-58 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成24. 5. 28 |

## 山形県告示第579号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                                 | 障害福祉サービスの種類           | 定 員        | 指定年月日      |
|---------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------|------------|------------|
| 山形県<br>山形市松波二丁目8番1号             | 山形県立総合療育訓練センター<br>上山市河崎三丁目7番1号              | 生 活 介 護               | 5名         | 平成24. 4. 1 |
| 社会福祉法人天童まいづる会<br>天童市大字矢野目2215番地 | 障害福祉サービス事業所きらり<br>天童市大字矢野目2215番地            | 生 活 介 護               | 30名        | 同 3. 1     |
| 社会福祉法人上山翔泉会<br>上山市東町3番31号       | 社会福祉法人上山翔泉会上山いずみの家<br>上山市東町3番31号            | 生 活 介 護<br>就労継続支援（B型） | 10名<br>25名 | 同 3. 30    |
| 社会福祉法人東根福祉会<br>東根市大字野川2074番地の99 | 多機能型支援センター大けやきの家<br>東根市大林二丁目3番15-6号         | 生 活 介 護               | 10名        | 同          |
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市長谷堂字川原4687番地    | デイサポートにじいろ<br>山形市花楸一丁目21番8号                 | 生 活 介 護               | 20名        | 同          |
| 山形市<br>山形市旅籠町二丁目3番25号           | 恵光園<br>山形市蔵王半郷1366番地の2                      | 生 活 介 護               | 40名        | 同          |
| 社会福祉法人天童まいづる会<br>天童市大字矢野目2215番地 | 障害福祉サービス事業所天童ひまわり園<br>天童市大字矢野目129番地2        | 就労継続支援（B型）            | 30名        | 同 3. 1     |
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂川原4687番地   | 多機能型就労支援事業所エコファームもとさわ<br>山形市大字長谷堂字湯向山4158番地 | 就労継続支援（B型）            | 20名        | 同 3. 30    |
| 社会福祉法人鶴翔会<br>上山市金谷字金谷神927番5     | こまくさの里<br>上山市金谷字金谷神927番5                    | 就労継続支援（B型）            | 20名        | 同          |

|                              |                                  |            |     |   |
|------------------------------|----------------------------------|------------|-----|---|
| 社会医療法人二本松会<br>山形市桜町2番75号     | 就労継続支援事業所ステップアップ霞城<br>山形市桜町3番37号 | 就労継続支援（B型） | 30名 | 同 |
| 社会福祉法人ほのぼの会<br>山形市鳥居ヶ丘26番27号 | わたしの会社<br>山形市鳥居ヶ丘26番27号          | 就労継続支援（B型） | 10名 | 同 |

## 山形県告示第580号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                | 事業所の名称及び所在地                         | 障害福祉サービスの種類            | 指定年月日       |
|---------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------|-------------|
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>東日本<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ジャパンケア山形下条<br>山形市下条町二丁目1番15号102号室   | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成23. 9. 30 |
| 特定非営利活動法人こでまりの会<br>村山市楯岡新町三丁目32番22号         | 特定非営利活動法人こでまりの会<br>村山市楯岡新町三丁目32番22号 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 同 24. 1. 31 |
| 株式会社みずき<br>寒河江市大字寒河江字石田32番地の2               | みずき介護サービス<br>寒河江市大字寒河江字石田32番地の2     | 行 動 援 護<br>同 行 援 護     | 同 23. 10. 3 |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地             | ニチイケアセンターさがえ<br>寒河江市大字寒河江字横道13-1    | 同 行 援 護                | 同 10. 27    |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地             | ニチイケアセンター天童<br>天童市中里七丁目4番5号         | 同 行 援 護                | 同 11. 30    |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地             | ニチイケアセンター東根<br>東根市神町東一丁目17番30号      | 同 行 援 護                | 同           |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地             | ニチイケアセンター山形<br>山形市上町三丁目12番6号        | 同 行 援 護                | 同           |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地             | ニチイケアセンター山形中央<br>山形市城西町四丁目18番30号    | 同 行 援 護                | 同           |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地             | ニチイケアセンター山形五十鈴<br>山形市五十鈴二丁目2番68号    | 同 行 援 護                | 同           |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地             | ニチイケアセンター村山<br>村山市楯岡五日町16番15号       | 同 行 援 護                | 同           |
| 社会福祉法人村山市社会福祉協議会<br>村山市中央一丁目5番24号           | 村山市社会福祉協議会居宅介護事業所<br>村山市中央一丁目5番24号  | 同 行 援 護                | 同 11. 10    |

|                                  |                                             |                |             |
|----------------------------------|---------------------------------------------|----------------|-------------|
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂字川原4687番地   | 向陽園ホームヘルプステーション心音<br>山形市深町二丁目2番22号          | 同行援護           | 同 24. 3. 30 |
| 社会福祉法人上市市社会福祉協議会<br>上市市南町4番5-12号 | 上市市社会福祉協議会指定障害者居宅介護支援事業所<br>上市市南町4番5-12号    | 重度訪問介護<br>同行援護 | 同 5. 1      |
| 独立行政法人国立病院機構山形病院<br>山形市行才126番地2  | 独立行政法人国立病院機構山形病院<br>山形市行才126番地2             | 療養介護           | 同 3. 30     |
| 山形県<br>山形市松波二丁目8番1号              | 山形県立総合療育訓練センター<br>上市市河崎三丁目7番1号              | 療養介護           | 同 4. 1      |
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂字川原4687番地   | あすなるショートステイサービス<br>山形市長町三丁目1番43号            | 短期入所           | 同 3. 30     |
| 山形市<br>山形市旅籠町二丁目3番25号            | 蔵王通勤寮<br>山形市蔵王半郷1366番地の2                    | 自立訓練（生活訓練）     | 同           |
| 社会福祉法人天童まいづる会<br>天童市大字矢野目2215番地  | 障害福祉サービス事業所天童ひまわり園<br>天童市大字矢野目129番地2        | 就労移行支援         | 同 3. 1      |
| 株式会社カイセイ<br>寒河江市中央工業団地178番地      | 就労継続支援A型マルシェ<br>寒河江市中央工業団地178               | 就労継続支援（A型）     | 同 2. 1      |
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂字川原4687番地   | 多機能型就労支援事業所エコファームもとさわ<br>山形市大字長谷堂字湯向山4158番地 | 就労継続支援（A型）     | 同 3. 30     |
| 社会医療法人二本松会<br>山形市桜町2番75号         | グループホームことの葉<br>山形市桜町3番37号                   | 共同生活援助         | 同           |
| 医療法人ゆうし会<br>寒河江市大字島字島東217        | 福祉ホーム寒河江の庄<br>寒河江市大字島字島東216番地5              | 共同生活援助         | 同           |

山形県告示第581号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地               |            | 障害福祉サービスの種類    | 変更年月日       |
|--------------------------------------|---------------------------|------------|----------------|-------------|
|                                      | 変更前                       | 変更後        |                |             |
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ハッピー山形南・ヘルパーステーション        | ジャパンケア山形桜田 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成23. 10. 1 |
|                                      | 山形市桜田西四丁目17-1 桜田悠々館2F-D号室 |            |                |             |
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ハッピー山形北央・ヘルパーステーション       | ジャパンケア山形薬師 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同           |
|                                      | 山形市薬師町二丁目6番17号            |            |                |             |

|                                      |                        |            |                    |   |
|--------------------------------------|------------------------|------------|--------------------|---|
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ハッピー上山・ヘルパー<br>ステーション  | ジャパンケア上山   | 居宅介護<br>重度訪問介<br>護 | 同 |
|                                      | 上山市石曽根37               |            |                    |   |
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ハッピー上山北・ヘル<br>パーステーション | ジャパンケア上山金谷 | 居宅介護<br>重度訪問介<br>護 | 同 |
|                                      | 上山市金谷字八反田399番地1        |            |                    |   |
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ハッピー天童・ヘルパー<br>ステーション  | ジャパンケア天童   | 居宅介護<br>重度訪問介<br>護 | 同 |
|                                      | 天童市老野森二丁目7-1 熊沢テナント1号  |            |                    |   |

山形県告示第582号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地        |                  | 障害福祉サービスの種類                        | 変更年月日      |
|-----------------------------------|--------------------|------------------|------------------------------------|------------|
|                                   | 変更前                | 変更後              |                                    |            |
| 株式会社あゆみコーポレーション<br>山形市印役町四丁目2番18号 | あゆみケアセンター          |                  | 居宅介護<br>重度訪問介<br>護                 | 平成24. 4. 1 |
|                                   | 山形市印役町四丁目2番18号     | 山形市芳野26番地        |                                    |            |
| 株式会社みずき<br>寒河江市大字寒河江字石田32番地の2     | みずき介護サービス          |                  | 居宅介護<br>重度訪問介<br>護<br>同行援護<br>行動援護 | 同 4. 9     |
|                                   | 寒河江市大字寒河江字石田32番地の2 | 寒河江市西根北町3番12号    |                                    |            |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | みやま荘共同生活事務所        |                  | 共同生活援<br>助                         | 同 23. 4. 1 |
|                                   | 西村山郡河北町大字吉田字馬場11   | 西村山郡河北町谷地己56番地の8 |                                    |            |

山形県告示第583号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                                   | 障害福祉サービスの種類        | 廃止年月日       |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------|-------------|
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ジャパンケアサービスハッピー山形・ヘルパーステーション<br>山形市下条町二丁目1番15号 | 居宅介護<br>重度訪問介<br>護 | 平成23. 9. 30 |

|                                     |                                       |          |             |
|-------------------------------------|---------------------------------------|----------|-------------|
| 社会福祉法人山形市社会福祉事業団<br>山形市蔵王半郷1366番地の2 | 指定児童デイサービス事業所ひよこ教室<br>山形市蔵王半郷1366番地の2 | 児童デイサービス | 同 24. 3. 31 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|----------|-------------|

**山形県告示第584号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                | 事業所の名称及び所在地                     | 廃止年月日       |
|-----------------------------------------|---------------------------------|-------------|
| 社会福祉法人牧人会<br>福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原158番地1 | 山形育成園相談支援事業所<br>上山市金谷字金ヶ瀬1111番地 | 平成24. 3. 31 |

**山形県告示第585号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営蔵王上野地区土地改良事業（特定農業用管水路等特別対策事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営蔵王上野地区土地改良事業（特定農業用管水路等特別対策事業）計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
山形市役所
- 縦覧に供する期間  
平成24年6月13日から同年7月11日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第586号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、因幡堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 富 樫 達 喜 | 鶴岡市三和字本田前25番地   |
| 同        | 加 藤 均   | 同 羽黒町高寺字南畑136番地 |
| 同        | 太 田 良 治 | 同 藤岡字三千刈21番地2   |

|    |      |   |              |
|----|------|---|--------------|
| 同  | 齋藤仁  | 同 | 八色木字四百苺33番地  |
| 同  | 成田道哉 | 同 | 豊栄字宅地23番地2   |
| 監事 | 佐藤良春 | 同 | 藤島字村東55、56番地 |
| 同  | 遠藤守  | 同 | 馬渡字道西163番地   |

## 山形県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、因幡堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成24年6月8日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所             |
|----------|------|----------------|
| 理事       | 富樫達喜 | 鶴岡市三和字本田前25番地  |
| 同        | 太田良治 | 同 藤岡字三千刈21番地2  |
| 同        | 遠藤守  | 同 馬渡字道西163番地   |
| 同        | 成田道哉 | 同 豊栄字宅地23番地2   |
| 同        | 石川豊明 | 同 八色木字平田89番地   |
| 監事       | 菅原隆志 | 同 野田目字家ノ腰74番地1 |
| 同        | 富樫俊昭 | 同 柳久瀬字ソブ田21番地  |

## 山形県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年6月8日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
最上川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形県東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地
- 3 認可年月日  
平成24年5月29日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第589号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年6月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒谷原崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|----------------------------------|------|----------------------|------------|
| 天童市大字貫津字石橋2343番1から<br>同 湯尻670番まで | 旧    | 18.6メートル<br>}<br>8.8 | メートル<br>41 |
| 同 上                              | 新    | 18.6メートル<br>}<br>8.8 | 同 上        |
| 同 上                              |      | 5.0メートル<br>}<br>1.6  | 同 上        |

**山形県告示第590号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年6月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 荒谷原崎線
- 2 供用開始の区間 天童市大字貫津字石橋2343番1から  
同 湯尻670番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年6月8日

**山形県告示第591号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年6月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 山形市栄原33番1から  
同 下柳364番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年6月8日

**山形県告示第592号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市大字松原地域から上山市金瓶地域
- 2 公共測量を実施した日  
平成23年7月12日から平成24年3月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（4級基準点測量）

## 監査委員関係

### 告 示

#### 山形県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月8日

|         |   |   |       |   |
|---------|---|---|-------|---|
| 山形県監査委員 | 船 | 山 | 現     | 人 |
| 山形県監査委員 | 広 | 谷 | 五郎左エ門 |   |
| 山形県監査委員 | 小 | 山 | 壽     | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |       | 香 |

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
尾形 吉則 山形県山形市小立一丁目4番19号  
柴田 真人 山形県西村山郡河北町大字岩木984番地の2  
吉沢 公人 山形県山形市七日町五丁目13番23-302号 VESTA七日町  
野崎 由紀子 山形県山形市嶋南四丁目2番6号 シルエラコートF1号  
天野 孝俊 東京都荒川区西日暮里二丁目40番7-701号
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成24年6月8日から平成25年3月31日まで

### 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
制度改正（労基法改正・時短勤務）に伴う給与等システム改修業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総務厚生課給与システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3270
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年5月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 78,750,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年5月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
(1) 名 称  
特定非営利活動法人 はながさ

(2) 代表者の氏名

小関 武夫

(3) 主たる事務所の所在地

尾花沢市新町一丁目16番37号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障がい者で働くことを希望し、一般の雇用が困難な者が、能力と適性に応じた作業訓練を通し、社会参加及び自立を図るため、また日常活動支援の場として、心身障がい者の福祉向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成24年5月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人はらっぱ

(2) 代表者の氏名

吉水 幸一

(3) 主たる事務所の所在地

東置賜郡川西町大字上小松2931番地の5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいをもつ方等に対して、社会参加の場を提供し、協調することの大切さ、働くことの喜びそして、それによる社会への貢献の意義の理解を深めると共に、本人及びその家族に社会の一員であることの自負と自信をもたらし、また、地域や各関係機関と連携しながら広範な支援活動を実施することで、明るくそして平等公平な社会の形成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成24年10月8日まで縦覧に供する。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神町ショッピングセンター

東根市神町北部土地区画整理事業地内

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称             | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-----------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 板 垣 宮 雄 |

|            |                |       |
|------------|----------------|-------|
| 株式会社ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進 |
| 未 定        |                |       |
| 未 定        |                |       |

(変更後)

| 名 称        | 住 所            | 代表者の氏名  |
|------------|----------------|---------|
| 株式会社ヤマザワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 板 垣 宮 雄 |
| 株式会社ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進   |
| 未 定        |                |         |
| 株式会社こまつ書店  | 山形市寿町10番27号    | 小 松 芳 一 |

## 4 変更年月日

平成24年5月1日

## 5 届出年月日

平成24年5月22日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年10月8日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成24年10月8日まで縦覧に供する。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神町ショッピングセンター

東根市神町北部土地区画整理事業地内

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 300平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 240平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ロ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 47.73立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後） 42.87立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 午前9時    | 午後10時   |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 | 午前9時    | 午後8時    |
| 未 定                 | 午前9時    | 翌日の午前0時 |
| 未 定                 | 午前9時    | 午後10時   |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻   |
|---------------------|---------|-----------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 午前9時    | 午後10時     |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 | 午前9時    | 午後8時      |
| 未 定                 | 午前9時    | 翌日の午前0時   |
| 株 式 会 社 こ ま つ 書 店   | 午前9時    | 翌日の午前0時3分 |

4 変更年月日

(1) 3の(1)に掲げる事項 平成25年1月23日

(2) (1)以外の事項 平成24年7月1日

5 届出年月日

平成24年5月22日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年10月8日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

山形県遊学の森の指定管理者を次のとおり募集する。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県遊学の森

(2) 所在地 最上郡金山町大字有屋地内

2 指定の期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

## 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成24年6月8日（金）から同年7月19日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成24年7月19日（木）午後5時までに(2)に掲げる担当に到達すること。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県農林水産部森林課林政企画担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2518

## 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県遊学の森条例（平成15年3月県条例第24号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成24年6月8日（金）から同年7月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの農林水産部内森林課のページからも入手することができる。
- (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

最上川ふるさと総合公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 最上川ふるさと総合公園
- (2) 所在地 寒河江市大字寒河江及び柴橋地内

## 2 指定の期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力

団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

(6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

(7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。

(9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を選定し、代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成24年6月8日（金）から同年7月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

イ 山形県土整備部都市計画課都市公園担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部西村山道路計画課都市整備担当

郵便番号991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 電話番号0237-86-8127

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成24年7月17日（火）から同月20日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参すること。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

---

西蔵王公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 西蔵王公園

(2) 所在地 山形市大字岩波及び上桜田地内

#### 2 指定の期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
  - (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
  - (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
    - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、代表となる法人等を選定すること。
    - ロ 当該共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成24年6月8日（金）から同年7月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (2) 配布場所
    - イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3130
    - ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当  
郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023-621-8220  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成24年7月17日（火）から同月20日（金）までの午前9時から午後5時まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参すること。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。  
なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県財務会計システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課決算・システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3070
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年3月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 99,918,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続き 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

山形県青年の家の指定管理者を次のとおり募集する。

平成24年6月8日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県青年の家
- (2) 所在地 天童市小路一丁目7番8号

2 指定の期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、サービスの向上又は効率的な運営を図るうえで必要な場合は、複数の法人等がグループを構成しての応募も可能とする。この場合、当該グループの各法人等についても、応募資格の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 県内に主たる事務所を有すること。
- (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成24年6月8日（金）から同年7月19日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。  
山形県教育庁生涯学習振興課社会教育施設担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023-630-3126

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成24年6月8日（金）から同年7月5日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの教育庁生涯学習振興課のページからも入手することができる。
- (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成24年6月8日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県体育館及び山形県武道館

- (2) 所在地 山形市霞城町1番2号
- 2 指定の期間  
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、サービスの向上又は効率的な運営を図るうえで必要な場合は、複数の法人等がグループを構成しての応募も可能とする。この場合、当該グループの各法人等についても、応募資格の要件を満たすこと。
- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
  - (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成24年6月8日（金）から同年7月19日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるもの限り、受け付ける。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。  
山形県教育庁スポーツ保健課 庶務担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023-630-2561
- 5 募集要項等
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
  - (2) 募集要項の配布期間は平成24年6月8日（金）から同年7月5日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、配布場所は4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの教育庁スポーツ保健課のページからも入手することができる。
  - (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成24年6月8日印刷  
平成24年6月8日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056